

神栖市地域防災計画（案）へのパブリック・コメント

主な意見の内容と市の考え方

1 意見募集期間

令和4年1月7日（金）～令和4年2月5日（土）

2 意見提出者数及び意見等件数

意見提出者数 2名

意見等件数 14件

3 意見の内容と市の考え方（意見の内容については、要約して掲載しています。）

編・章	意見の内容	市の考え方
第1編 第3章	<p>第2節 地質</p> <p>地質の後に、地歴の記述を入れてはどうか。</p> <p>（記載例）</p> <p>良質の砂・砂礫が建設資材のため浚渫され埋め戻され、低地は宅地造成で埋め立てたため、液状化しやすい土地がある。</p>	<p>地歴の記述については、考えておりません。</p>
第2編 第2章	<p>第1節 資器材備蓄・点検</p> <p>第2 水防に必要な備蓄資器材</p> <p>土のうステーションの記述を入れてはどうか。</p>	<p>土のうステーションについての記述を検討いたします。</p>
第2編 第3章	<p>第1節 避難施設の整備</p> <p>第2 避難施設の整備</p> <p>3 避難路の確保</p> <p>（3）避難道路は相互に交差しないものとする事となっているが、神栖市津波避難計画において、神栖市堀割の津波避難路は実線の矢印と、点線の矢印で避難道路が交差しないように実線の矢印に誘導されている。</p> <p>しかし、電柱に設置された津波避難誘導の矢印は、避難誘導路が相互に交差しないことを理解していないため、津波避難誘導路看板が交差するように設置されている。</p>	<p>地域防災計画につきましては、災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、津波避難誘導の方向等については、ご認識のとおり神栖市津波避難計画に示しております。</p> <p>現在、津波避難計画の改訂業務を進めておりますので、改訂後に津波避難誘導看板の改修を計画的に進めてまいります。</p>

編・章	意見の内容	市の考え方
第2編 第7章	第2節 耐震化・不燃化 第4 建築物の液状化被害予防対策の推進 (2)液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備とあるが、地下水位低下工法で液状化対策工事を行い、すでに終了しているので液状化危険度の地図の見直しが必要だと思います。	液状化ハザードマップの見直しにつきましては、現状では予定はしておりませんが、頂いたご意見を参考に検討してまいります。
第2編 第2・8章	第2節 燃料不足の備え 第4 平常時の心構え 車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける。 第1節 防災教育 第3 一般市民向けの防災教育 (2)「自助」「共助」の推進 1)自動車にこまめな満タン給油について推進する。 文章を統一してはどうでしょうか。	頂きましたご意見のとおり、文章を統一いたします。
第2編 第8章	第1節 防災教育 台風や低気圧接近で引き起こされる災害は予想され、防災対策が早めに行えます。しかし大地震、それに起因する津波は予測できません。そのような大災害時、行政の機能には限界があります。残念ながら多くの犠牲者が出ることは必至です。一人でも多くの方が助かるためには、住民一人ひとりが防災の「知識」を得て、常に災害を「意識」するように行政から市民に対しての防災思想の啓発・普及が必要だと思います。	当市では、毎年、市民の防災に関する知識と意識の高揚を図るため、総合防災訓練や防災講演会を実施しております。 また、防災の日には広報紙へ特集を掲載していることや、定期的にハザードマップを改訂し、市民へ災害リスク等の周知に努めております。 今後は、頂いたご意見を参考に、更なる防災思想の啓発・普及に努めてまいります。
第2編 第8章	第1節 防災教育 第5 職員に対する防災教育 防災業務に従事する市職員に、職員初動マニュアルを周知徹底し、実地研修も含めて教育させる機会を設けることや、新たに採用された時点で、防災業務が自分の職務の一部だと意識付けをするべきです。	頂いたご意見を参考に、市職員に対しての訓練・教育を検討してまいります。

編・章	意見の内容	市の考え方
第2編 第9章	<p>第1節 防災組織等育成・連携</p> <p>第1 自主防災組織の育成・連携</p> <p>自主防災組織については、5～6年は新たな自主防災組織が結成されていなく、自治会役員においても知らない人が多いため、本気になって自主防災組織の結成を推進してください。</p> <p>また、自治会に入会する人は年々減ってきていますが、神栖市は地域ポイントカードを作って満足し、その先の活動は例年通りだそうです。市民が自主防災組織から漏れないよう、自治会入会を推進してください。</p>	<p>自主防災組織未結成の地区につきましては、毎年、区長説明会の際に結成等についてご説明をさせていただいておりますが、平成30年度を最後に新たな自主防災組織は結成されておられません。</p> <p>市としましては、自主防災組織の結成促進や防災士のスキルアップ等のため、防災士の資格を有する市内在住の有志により令和3年5月に神栖市防災士協議会が設立されたところですので、防災士協議会と連携して地域防災力向上に向けた活動を進めてまいります。</p> <p>また、地区加入促進につきましては、引き続き未加入世帯への啓発活動に努めてまいります。</p>
第2編 第11章	<p>第11章 火災予防・消火・救護活動の備え</p> <p>第1節 火災・消火・救護活動</p> <p>第2 出火予防</p> <p>1 一般火気器具からの出火の予防</p> <p>ガス器具は地震時には自動的にガスの供給がストップされます。あわてて火を消しに行くと火傷の危険性が大きくなります。</p> <p>2 電気器具からの出火の予防</p> <p>感震ブレーカー設置の普及促進について記述を入れてはどうでしょうか。</p>	<p>一般火気器具につきましては、地震時に自動的に消火されないものもあるため、地震を感じたら火を消す行為は必要であると考えております。</p> <p>また、電気器具からの出火の予防につきましては、一般的な行動を記載しているものですので、感震ブレーカー設置の普及促進についての記述は考えておりませんが、広報紙等により火災予防知識の普及啓発を検討してまいります。</p>
第2編 第16章	<p>第1節 治水・海岸保全・洪水対策</p> <p>第1 治水計画</p> <p>3 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等</p> <p>(2)水害リスク情報の周知</p> <p>水害リスク情報の周知には、ハザードマップを用いた配布や、電柱・看板等への記載と有りますが、電柱・看板を見たことはありません。</p>	<p>洪水に関する水害リスク情報につきまして、現状では、電柱・看板等への記載は行っておりませんが、今後、看板設置について検討してまいります。</p>

編・章	意見の内容	市の考え方
第2編 第18章	<p>第2節 液状化対策</p> <p>第1 液状化防止対策の推進</p> <p>液状化被害のおそれのある地点について液状化対策工事に取り組み、令和2年6月に市街地液状化対策事業を完了したが、地下水位低下工法による液状化対策工事を行ったのは、全体の6分の1程度で、それ以外は対策の工法が無く、液状化対策を行っていません。</p> <p>市民に液状化対策工事は一部を行っただけとわかりやすく書いてください。知らない人は全て対策済みと誤ってしまいます。</p>	<p>文章を修正いたします。</p>
第3編 第2章	<p>第1節 情報収集・伝達</p> <p>第2 特別警報・警報・注意報等、第5 津波予報、地震・津波情報の収集・伝達</p> <p>表の枠ごとにページが変わるのは仕方ありませんが、表の枠内の文書の途中でページが変わると見づらいと思います。</p>	<p>ご意見のとおり表内の途中でページが変わる箇所につきましては、可能な限り修正いたします。</p>
第5編 第1章	<p>第2節 防災思想・知識の普及</p> <p>4 津波ハザードマップの充実、活用 (工夫の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの浸水想定にとらわれず、とにかく高いところに避難するようなメッセージを記載する。と書いてあるが、津波避難計画では、国道124号線から鰐川橋に向かって津波避難の誘導になっている。鰐川方面は標高が低く、2mを切っているのではないですか。 <p>また、津波避難ビルの看板は、古い物は設置して10年程度と思いますが、安価な看板を設置したため、紫外線で劣化し白濁して見えなくなった看板があります。指摘して1ヵ月以上が経ちますが、予算がないのですぐに交換できないそうです。いつ発生するかわからない津波に対して、市民を守る意識が感じられません。設置した看板の点検、見直しもやっていないようです。</p> <p>津波避難ビルの誘導看板(2km先等)は誘導している津波避難ビルの名称を記載すると、もっと理解し易くなると思います。</p>	<p>現在、津波避難計画の改訂業務を進めておりますので、改訂後に津波避難誘導看板の改修を計画的に進めてまいります。</p> <p>また、津波避難ビル看板につきましては、全施設に設置している看板の確認を行い、劣化している看板については、取り替えのため看板を制作中です。</p> <p>なお、津波避難ビルへの誘導看板につきましては、頂いたご意見を参考に検討してまいります。</p>

編・章	意見の内容	市の考え方
第7編 第2章	<p>第5節 避難収容活動体制の整備</p> <p>第1 避難所等の整備</p> <p>2 コンクリート屋内退避体制の整備</p> <p>市は、県と連携し、市民が短期間で避難できる範囲にある放射線防護効果の高いコンクリート構造の建築物への退避を指示する体制の整備に努めるものとする。となっていますが、原子力災害時に市民が避難するコンクリート構造物の避難場所をあらかじめ決めておく必要があると思います。体育館やかみす防災アリーナはコンクリート構造物で無いため避難場所になりません。</p>	<p>原子力災害発生時における屋内退避につきましては、UPZ（緊急防護措置を準備する区域）外においても、事態の進展等に応じて、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が必要であるとされておりますので、屋内退避が可能な避難場所の選定等について検討してまいります。</p>